

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	田山 智徳
登録番号又は法人番号	第06340995号
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	田山行政書士事務所
事務所所在地	広島県広島市安佐南区東原三丁目18番44号
処分年月日	令和8年5月1日
処分内容（種類）	廃業勧告及び会員権の停止3ヶ月
上記処分をした理由	<p>ア. 田山会員は当時本会相談役の重職にありながら、令和6年7月9日に開催された本会継続総会の小休憩中に、正当な理由なくA会員の腕を掴み、引っ張るという有形力の行使といえる行為に及び、A会員に全治1ヶ月間の「右肩関節周囲炎」の傷害を生じさせたこと。</p> <p>イ. その後も被害者であるA会員に謝罪することもなく、綱紀委員会の弁明などで本件行為の不当性を否認し、不合理的な自己弁解を繰り返すなど情状酌量の余地も少ないこと。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	本会会則第70条、第71条、日行連会則第59条、第60条、第62条、行政書士法第10条、第13条(処分実施根拠 本会会則第96条、第97条)